

○沖縄県立看護大学教員兼業規程

(平成 27 年 3 月 4 日)

[沿革] 平成 27 年 5 月 20 日改正

(目的)

第 1 条 この要領は、教育公務員特例法第 17 条、地方公務員法第 38 条及び営利企業等の従事制限に関する規則(昭和 47 年沖縄県人事委員会規則第 5 号)等の規定に基づき、本学教員の兼業の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「兼業」とは、対価及び実費弁償等(以下「報酬等」という。)の有無にかかわらず、教員が営利企業等に従事する又は自ら営利企業等を営み、その職以外の職を兼ね、又はその職務以外の事業もしくは業務に従事することを言う。

2 主な兼業の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体の機関、学校その他公共的団体からの委嘱による講演、講義等
- (2) 学術文化に関する出版物等への寄稿、執筆等
- (3) 営利企業の従事又はその他の団体の役員等
- (4) その他学長が必要と認めるもの

(兼業承認の手続き)

第 3 条 前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の兼業をしようとする教員は、兼業承認申請書(第 1 号様式)に関連資料を添え、兼業開始 15 日前(土・日・祝は除く。)までに事務局に提出し、事前に学長の承認を得なければならない。

2 前条第 2 項第 1 号の兼業をしようとする教員は、兼業承認後、職務専念義務免除承認申請書(兼業用)(第 2 号様式)により学長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 前条第 2 項第 3 号の兼業をしようとする教員は、服務規程第 7 条及び第 15 条に定める手続きをとるものとする。

4 学長は兼業承認の決裁を行う場合、あらかじめ学部長又は関連委員会委員長等の意見を聴くことができる。

(兼業の制限)

第 4 条 学長は、兼業が次のいずれかに該当すると認めるときは、原則として承認しないこととする。

- (1) 本学における教育研究あるいは学内委員会活動等大学教員としての職務の遂行に支障をきたすおそれがある場合

(2) 本学と兼業先との間に、特定の契約関係その他特別な利害関係がある場合又はその発生のおそれがある場合

(3) 教員の職務の公正性及び信頼性の確保に支障を生ずるおそれがある場合
(兼業承認の基準)

第5条 学長は、申請された兼業が第2条第2項第1号、第2号及び第4号に該当するもので、下の各号に該当する場合兼業を承認する。

(1) 兼業しようとする職務がその教員の本学における専門分野の教育研究に有益であるもの、又は本務に有益である場合

(2) 地域及び社会への貢献となる場合
(兼業時間の従事時間等)

第6条 兼業に従事する時間は、原則として勤務時間外とする。

2 前項の規定にかかわらず学長が必要と認めるときは、学長は勤務時間のなかで兼業を承認することができる。

3 兼業時間数は、勤務時間内外を問わず移動時間を含め年間累計210時間以内とする。ただし、勤務時間内に行う場合においては原則として週6時間以内とする。

4 移動時間の単位は30分とする。

5 春季休業、夏季休業及び冬期休暇期間に行う集中講義等の兼業については学長の判断による。

(兼業承認の取り消し)

第7条 学長は、この規程に基づき承認した後において、業務の変更その他事由により第4条の各号のいずれかに該当すると認める場合又は当該承認に係る申請内容が事実と相違すると認める時は、その承認を取り消すことができる。

(兼業の報告)

第8条 学長は、必要に応じて兼業の実施状況について当該教員に報告を求めることができる。それが適当でない場合、当該教員の兼業について総務委員会に調査させ、報告を求めることができる。

(大学の免責)

第9条 兼業による事故及び災害については、大学は一切その責任を負わない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教員の兼業に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日以降の期間にかかる兼業のうち施行日の前日までに「沖縄県立看護大学教員兼業承認審査要領(平成11年7月7日教授会決定)」により兼業承認を受けたものについては、この規程により兼業の承認を受けたものとみなす。

3 この規程の制定により「沖縄県立看護大学教員兼業承認審査要領(平成11年7月7

日教授会決定)」及び「兼業に係る移動時間に関する申し合わせ（平成 24 年 6 月 4 日総務委員会）」は廃止する。

附 則

この規程は、平成 27 年 5 月 20 日から施行する。